

# 介護のなかま

2010年3月31日

【発行】生協労連  
介護部会準備会事務局  
NO. 29

電話：03-3408-0067

fax：03-3408-8955

メール：qyg03057@nifty.ne.jp

## コープながの 福祉で働く常勤職員全員が労組加入

コープながの労組では、介護で働くなかまの組織化をすすめてきていましたが、3回にわたる労組説明会で全員が労働組合に加入しました。

1月から3回にわたって説明会を行いました。1月13日には昨年労組加入した上田センターのなかまが「労働組合の説明を改めて聞き、福祉で働くなかまの意思統一を図り頑張りたい」と参加しました。

3月8日・9日の説明会には福祉長野の全員が参加し、当日の加入には至りませんでしたが、後日7人全員が加入し、これにより福祉で働く常勤職員10人全員が労組員になりました。(コープながの労組より)



## コープあいちに春闘回答

コープあいち労組が2月18日付けで提出した「2010年春闘要求」にたいし、3月21日付けで回答がありました。

回答書では、福祉事業について「閉店したためいきん生協の相生山店の跡地で『くら

しと食のステーション・相生山』がスタート、みかわ市民生協では、6ヶ所目のデイサービスとなるコープ新川が豊橋でオープン、岡崎には福祉用具事務所を開設しました。みかわ市民生協で事業剰余・経常剰余とも黒字となり、めいきん生協も事業剰余で2千万円の改善となりました」と評価。

しかし、3月21日から新しい生協コープあいちとしてスタートしたこともあり、当面は両生協の賃金・人事制度での回答を実施するとなっています。

また、一時金については、「福祉人事制度の協議を踏まえて、支給内容を確定」するとしています。

さらに、「福祉専任職員の賃金制度について」は、「生協法で医療福祉等事業は区分経理が求められ、医療福祉等事業における剰余金は他に支出が出来ないこと」や「福祉事業は国の制度とのかかわりが深く、その制度にそった賃金体系にすることが事業の継続や働き続けられる環境条件の確立となるなど、総合的な職員雇用との違いを貴労働組合と認識の一致」が必要であるとし、全職員の働きやすい職場と労働条件をつくるために、コープあいちの人事制度（福祉職員版）では、「福祉人事制度の確立を進めるために、職場説明会を実施」し、「職場の意見を受け止めながら福祉人事制度の確立」をすすめるとしています。

## みかわ福祉専任に年度末手当0.1ヶ月支給

3月19日にみかわの正規、福祉専任に年度末手当0.1ヶ月が支給されました。これは、秋闘で冬の一時金1.8ヶ月要求にたい

し、1.7ヶ月で妥結。0.1ヶ月分は経営見通しを見て判断するとしていました。とりわけ福祉事業でのがんばりもあり、みかわは2月推計で経常剰余 1.9 億円（予算比 168.9%）のプラスとなったことで、今回の支給となりました。

## みやぎ こーぷ福祉会 資格手当で再回答

### 福祉会の樹木に大きな花を咲かせて妥結へ

「介護のなかま NO. 28」でこーぷ福祉会の2010年春闘回答を紹介しましたが、その後、労組は3月29日に第2回団交を実施し、資格手当についての再回答などを引き出し、基本合意しました。



資格手当について労組は、「今回の申し

入れの内容では、加算が付く事業所では資格手当がもらえるが、加算が取れない事業所では資格手当がもらえない。同じ資格を取った職員同士で事業所間の差別、格差が生まれるのは納得できない。すべての対象職員に対して支給すべきである」と強く主張。さらに、「資格手当をもらえる事業所の職員ともらえない事業所の職員が生まれるのは、不平等である。加算の収入原資を使ってすべての職員に少ない金額でもいいので一律に資格手当を支給することを要求する。加算を原資にした特別手当として、加算がなくなったら廃止でもいい」と逆提案を専務に提示し検討を求めました。

交渉のなかで、専務から「加算事業所に限定せず、すべての対象事業所の職員に一律支給する」という回答を引き出し、団交参加者はみんなで拍手をして喜び合いました。

## いずみ みんなの要求に「ゼロ回答」

福祉介護部会世話人会では2010年春闘による要求づくりを行い、2月22日(月)の第29回臨時大会で要求案を決定し、2月24日(水)に生協理事会へ提出しました。

回答指定日の3月17日(水)に理事会より回答が出されました。

福祉介護部会は、「400万の赤字であることを理由に賃上げ回答をしないどころか、諸要求においても、何ら前進点の見えない回答に終始」していると評価し、「福祉労働者への処遇改善は政府も認める社会の流れ、賃上げはもちろん、理事会は今こそ誠意ある回答を示せ！」と4月8日の団体交渉への参加を呼びかけています。

(いずみの福祉介護部会ニュースより)

2010年の春闘回答では、定時職員に一律50円の賃上げを要求しましたが、理事会からの回答は一切賃上げには応じず、その中身は“09年度に交付金を通じて処遇改善を行なった”ことを理由に、また“今期の経常剰余が400万の赤字になる見通し”という事で、しかも“事業を継続していくため”と答えています。

また、契約職員が新設された時に8時間勤務となり、7時間しか働けない場合は1時間の賃金カットが行なわれている問題の是正(7時間で通常、8時間勤務には1時間分の賃金増額)や、一方的に廃止された契約職員の退職金制度、事務職員への賃金改定をはじめ、今回初めて要求化したサービス提供責任者が訪問サービスに入る場合の手当の支給についても含めて、軒並み『現行通りとします』という、私達の切実な要求に真剣に検討したのかどうかも読み取れない回答となっています。

○生協労連第10回介護事業交流会(5月15日～16日、神奈川県横浜市)に参加を

○「後期高齢者医療制度廃止署名」「介護保険制度改善署名」にとりくもう。現在、それぞれ12,158筆、13,990筆を集約中です。